

地方税制改正における国と地方の協議に対する 指定都市市長会要請

国では今年度当初から、東日本大震災への税制上の対応を始め、社会保障と税の一体改革、復興・B型肝炎対策財源としての税制措置と、地方税制に関する議論が断続的になされているところである。

また、税制抜本改革について、今年度中に必要な法制上の措置を講じるとされているなど、地方税制に関する喫緊の課題が山積している。

一方、この間の議論において、国は地方の声を聞くことなく改正内容を決定しようとしたことが散見されるが、本来、国民のためにより良い制度設計を行うためには、国と地方が対等な立場で議論を行うことが肝要であることから、次の事項について強く要請する。

- 1 地方税制改正案を決定するに当たっては、国と地方の協議の場を必ず事前に開催し、地方の意見を反映させること。また、その協議の場には圏域の中核都市としての機能を持ち、活気に満ちた地域社会の形成に向けて大きな役割を果たしている指定都市の代表についても参加させること。
- 2 また、現在議論が行われている事項について、まずは、次の意見を反映すること。
 - ・ 社会保障と税の一体改革において、仮に、消費税を引き上げる際には、社会保障サービスは国と地方で一体的に提供されていることや消費税が「社会保障四経費」だけでなく社会保障給付に係る地方単独事業に関しても必要な安定財源であることを踏まえ、その引上げ分について、地方単独事業を含めた社会保障給付に係る国・地方、特に指定都市の役割分担に応じて配分すること。
 - ・ 復興・B型肝炎対策財源としての税制措置に関して、地方税において措置を講じる場合には、国民の理解と納得を得るよう努めること。また、その実施に際して前提とされている法人税率の引下げにより、個別団体において減収となることがないように、国が責任を持って、確実に財源確保措置を講じること。

平成23年10月31日
指定都市市長会